

◎自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例にかかる参考事項等

部局名： 滋賀県警察本部

| 項目              | 内容   |
|-----------------|--|
| 本県で課題となっている点    | 自転車利用者に対するルールの周知<br>自転車交通環境の確立～自転車事故多発地点の安全対策<br>自転車利用者の交通違反に対する指導取締り<br>刑法犯認知件数が減少している中で、刑法犯総数に占める自転車盗の割合が依然として高く約2割を占めている。(本年9月末1,856件、総数8,593件の約21.6%)また、その中でも、無施錠による自転車盗被害が約7割を占めている。  |
| 本県ならではの特徴的な点    | 滋賀県では、道路交通法にいう自転車道がない。<br>合羽を着用された自転車利用者が少ない。  |
| 現場から出されているような意見 | 幼児、子供のヘルメット着用率が悪い。<br>子供自転車大会の参加校が少ない。   |
| 県民等から聞いているような意見 | 県外者の方は、タンDEM車で湖岸道路を走行したいという要望<br>(本県では道路法にいう自転車専用道路が指定されていない)<br>傘差し、携帯電話、イヤホン(音楽)等に対する取締り要望<br>自転車の乗り方等を指導して欲しい。  |
| 条例制定に期待される効果    | 自転車安全利用の周知が拡大される。<br>県・市町との連携協力の強化<br>マナーの向上・ヘルメットの着用による重大事故の減少<br>自転車道の整備による自転車事故の減少(長期的対策)<br>観光客(外国人等)の増加に伴う経済効果<br>条例案第12条第2項に、自転車利用者は、防犯登録および自転車の盗難防止のための施錠を行うものとする旨が規定されることにより、県民に対して防犯登録および施錠の徹底を周知することができ、県民の盗難防止意識も更に高まり、今まで以上に自転車盗の被害防止を図ることができるようになる。 |
| その他             | 愛媛県では自転車条例施行後、県下高校(53校)にヘルメット着用を制度化しヘルメットを無償配布している。  |

◎自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例にかかる参考事項等

部局名：教育委員会事務局 スポーツ健康課

| 項目              | 内容   |
|-----------------|--|
| 本県で課題となっている点    | <p>県教育委員会では、県警や交通安全の専門機関等から講師を招き、各校の安全主任や生徒指導主任等を対象とした交通安全に関する研修会を毎年実施している。今年度の8月末現在、本課に報告された児童生徒の交通事故速報の報告件数全体の約70%が自転車による事案であり、課題であると認識している。</p> <p>今回の改正道路交通法の施行等、法令遵守については、警察署や交通安全協会等の関係機関と連携して、児童生徒への指導を徹底する必要がある。また、自転車用ヘルメット着用ならびに、自転車の損害賠償責任保険の加入についても啓発が必要である。</p>   |
| 本県ならではの特徴的な点    | <p>県立学校においては、生徒会や生徒有志が主体的に関わる交通安全等に関する具体的な取組として、管轄の警察署長より委嘱を受けて合同で実施する活動をはじめ、交通安全協会や防犯協会等の関係機関と連携した取組を実施している学校が多数ある。</p>   |
| 現場から出されているような意見 | <p>県教育委員会主催の研修会のアンケートの意見の中に、中学生や高校生の自転車通学に対する通学路の道路環境の整備を早急に望む声が多くある。</p> <p>すでに一部の市町では、自転車と歩道を分離した歩道が整備されているところもある。</p>   |
| 県民等から聞いているような意見 | <p>PTAからは、生徒が安全で安心して通学できる通学路の整備や信号機等の設置についての要望を聞いている。</p>  |
| 条例制定に期待される効果    | <p>第6条「市町等との連携協力、運動の展開等」が位置づけられることにより、市町等と相互に連携協力を図り、交通安全運動の効果的な展開等が期待される。</p> <p>第8条に「学校における自転車交通安全教育」が位置づけられることにより、各学校における児童生徒の発達段階に応じた自転車交通安全教育をより徹底した指導の強化が期待できる。</p> <p>第9条に「家庭における自転車交通安全教育等」が位置づけられることにより、保護者と連携した取組、幼児、児童生徒の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用率が上がることが期待できる。</p> <p>第13条「自転車損害賠償保険等への加入」が位置づけられることにより、幼児、児童生徒の自転車損害賠償保険等の加入促進が期待される。</p> <p>第15条「道路環境の整備等」が位置づけられることにより、通学路における自転車道や自転車歩行者道等の整備促進が期待される。</p> |
| その他             |  |

◎自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例にかかる参考事項等

部局名：土木交通部交通戦略課

| 項目              | 内容   |
|-----------------|--|
| 本県で課題となっている点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車事故の件数は減少しているものの、死者数はあまり減少しておらず、年齢別では高齢者の死亡事故が多い。</li> <li>・エコ交通推進の点からも、レンタサイクルの普及などをはじめ、自転車利用の促進や自転車が通行しやすい環境づくり、自転車の整備等に対する理解が重要。</li> </ul> |
| 本県ならではの特徴的な点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわ湖の保全も視野に、環境負荷への低減を図るため、「滋賀交通ビジョン」において、自転車を交通体系の一部と位置づけ、公共交通＋自転車により、県内各地へ移動できる環境づくりを進めている点。</li> </ul>  |
| 現場から出されているような意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわ湖を自転車で一周する際に、気軽に立ち寄れるトイレや休憩施設、トラブルの際のレスキューサービスの必要性、どこでも返却できるレンタサイクル。</li> </ul>  |
| 県民等から聞いているような意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年9月の彦根市議会や6月の大津市議会において、自転車条例に関する質問が出されており、県民の関心も高い。</li> </ul>  |
| 条例制定に期待される効果    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定により自転車保険の加入率の向上が期待できる。</li> <li>・自転車の安全利用および、利用促進について、理解をさらに深めていききっかけになる。</li> </ul>   |
| その他             |  |

◎自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例にかかる参考事項等

部局名:土木交通部 道路課

| 項目              | 内容  |
|-----------------|---|
| 本県で課題となっている点    | <p>【第15条(道路環境の整備等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県管理道路の自転車歩行者道などの整備率は、平成26年度末で約41%とほぼ全国平均並みではあるが、まだまだ整備を進めていく必要がある。</li> <li>●県は、通学路となる自転車歩行者道などの整備を重点的に進めているが、用地取得の難航など完成までに時間を要するケースも多い。</li> <li>●自転車道、自転車歩行者道等の整備には、道路の拡幅が伴うが、人家が連担しているなど沿道利用が多い場合は、整備に多くの時間と費用を要する。</li> </ul> <p>○都市計画決定された道路については、決定された幅員内で自転車歩行者道や自転車の通行することのできる路側帯等を整備することとなるが、その幅員内での整備が困難である場合は、必要な道路幅員を確保するための都市計画決定の変更が必要となる。</p> |
| 本県ならではの特徴的な点    | <p>【第15条(道路環境の整備等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車歩行者道などは、県が策定した「滋賀県歩道整備整備マニュアル（平成16年度策定、平成26年度最終改訂）」に基づき整備を行っている。</li> <li>●自転車歩行者道や歩道には、比較的早い時期（平成13年度頃）から透水性舗装を採用してきた。</li> </ul>   |
| 現場から出されているような意見 | <p>【第15条(道路環境の整備等)】</p> <p>○都市計画道路には、停車帯や植樹帯を想定した幅員構成を持つものもある。停車帯への違法駐車を抑制するために、計画上では停車帯に相当する幅員を車道中央部にゼブラ帯として設け、自動車交通の安全性を高める措置を講じたり、植栽帯に相当する幅員を利用して歩道幅員を広くしている場合がある。これらを自転車通行帯として整備していくためには、交通管理者と調整していく必要がある。</p>   |
| 県民等から聞いているような意見 | <p>【第15条(道路環境の整備等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県政世論調査において、県民の不満度が高く、力を入れてほしい施策として「自転車歩行者道や身近な公共交通機関の整備」が挙げられている。</li> </ul> <p>【ぐるっとびわ湖サイクルライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●湖北の山越部、大津市内の湖西線沿いなど、ルートが分かりにくい。</li> <li>●標示板が見にくいところがある。</li> <li>●雑草の繁茂や舗装の段差など不具合箇所がある。</li> <li>●車道を通行するため、自転車が危険に感じる箇所がある。</li> </ul>   |
| 条例制定に期待される効果    | <p>【第11条(自転車の安全で適正な利用)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車の押し歩きの明記により、拡幅が難しい市街地の自転車歩行者道や路側帯において、自転車と歩行者などの事故防止が期待できる。</li> </ul>   |
| その他             | <p>【ぐるっとびわ湖サイクルライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●初級者、中級者を対象に既存道路から比較的安全なルートを選定したもののだが、びわ湖を周遊する自転車専用道の整備をイメージされている方が多い。</li> </ul>  |

◎自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例にかかる参考事項等

部局名:商工観光労働部観光交流局

| 項目              | 内容   |
|-----------------|--|
| 本県で課題となっている点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■全周200kmをいかに安全に快適に走行してもらうか</li> <li>⇒サイクリストの態様にあわせた走行環境の提供が課題</li> </ul>  |
| 本県ならではの特徴的な点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■全周200kmと距離が長い⇒長所:四季折々の様々な風景を楽しめる。短所:マシントラブルやリタイヤ対策が必要</li> <li>■周回コースである⇒長所:どこからでも始められる。</li> <li>■アップダウンが比較的少ない⇒長所:初心者でも走りやすい。</li> </ul> |
| 現場から出されているような意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内看板が少なく、特に湖西方面にわかりにくい道がある。</li> <li>・目標の距離表示がなく、サイクリストに対して不親切</li> </ul>  |
| 県民等から聞いているような意見 |  |
| 条例制定に期待される効果    | <p>条例制定により、利用者の一層の安全対策と自転車の適正利用の促進が期待でき、自転車を利用した観光振興への取組が加速するものと考えられる。</p>   |
| その他             |  |